平成２６年（フ）第５５０号
千葉県松戸市上矢切404番地の２　日神パレステージ松戸101号
債務者　土井　寛之
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第５５１号
千葉県松戸市上矢切404番地の２　日神パレステージ松戸101号
債務者　土井　淳子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６０６号
千葉県松戸市河原塚389番地の１
債務者　伊藤　昭子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６１６号
千葉県柏市根戸483番地148　エーデルハイム北柏101号、申立時の住所千葉県柏市増尾３丁目１番15―101号
債務者　鶴谷友紀子（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２号
千葉県柏市宿連寺237番地７　北柏コーポ205号
債務者　鈴木　　裕
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第９号
千葉県野田市木間ケ瀬860番地７
債務者　大川美和子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第４０３号
沖縄県島尻郡久米島町字大原104番地
債務者　新垣　友惠
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２号
沖縄県那覇市首里鳥堀町２丁目24番地１、居所沖縄県豊見城市字渡嘉敷150
債務者　上間　節子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１１０号
山口県周南市大字久米3098番地の４　大前アパート201号
債務者　高松　瑞彦
1　決定年月日時　平成27年１月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第２１６４号
名古屋市中区千代田２―22―11　ダイアパレス鶴舞公園西701
債務者　中村　弘樹
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７４号
神奈川県伊勢原市善波401番地の２
債務者　鹿野　　久
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２４０号
茨城県古河市雷電町８番45号
債務者　川村美代子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２４３号
茨城県桜川市本木2102番地１
債務者　池本　　功
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２５６号
茨城県常総市本石下4431番地３　ヒルズボックス５番館102
債務者　松嶋　久夫
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２５７号
茨城県常総市本石下4431番地３　ヒルズボックス５番館102
債務者　松嶋きよ子
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第７号
茨城県坂東市小山295番地１　ローザ５―203号
債務者　斎藤　　勇
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１０号
茨城県古河市鴻巣799番地８
債務者　渡邊　晃久
1　決定年月日時　平成27年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部